

平成27年 3 月

宮古地区広域行政組合議員全員協議会会議録

平成27年 3 月 20 日 開 会

平成27年 3 月 20 日 閉 会

宮古地区広域行政組合

平成 27 年 3 月 宮古地区広域行政組合議員全員協議会

平成 27 年 3 月 20 日（金曜日）

午前 11 時 07 分開議

議事日程

1 報告事項

（1）議会運営委員会審議結果の報告について

2 協議事項

（1）宮古地区広域行政組合情報公開条例及び宮古地区広域行政組合個人情報保護条例の

一部を改正する条例

（2）宮古地区広域行政組合行政手続条例の一部を改正する条例

3 その他

（1）農林業系副産物処理について

（2）宮古清掃センター基幹的設備改良工事事業者選定委員会結果について

（3）消防庁舎の建設について

（4）宮古消防署田野畑分署の移転について

出席議員（９名）

2 番	伊 藤	清 君	4 番	黒 沢	一 成 君
5 番	佐々木	重 勝 君	7 番	野 舘	泰 喜 君
9 番	落 合	久 三 君	1 0 番	坂 本	正 君
1 1 番	山 崎	泰 昌 君	1 2 番	小松山	久 男 君
1 3 番	松 本	尚 美 君			

欠席議員（４名）

1 番	坂 本	昇 君	3 番	畠 山	直 人 君
6 番	古 舘	章 秀 君	8 番	宮 森	鋭 幸 君

説明のための出席者

事 務 局 長	田 崎 義 孝 君
総 務 課 長	大 久 保 一 吉 君
施 設 課 長	鈴 木 登 志 美 君
消 防 長	野 沢 浩 二 君
消 防 次 長 兼 消 防 課 長	及 川 誠 君
総 務 課 長	外 舘 義 博 君

◎開 会

○議長（松本尚美君） 皆さん、改めておはようございます。

欠席者を除いて全員おそろいですので、ただいまから議員全員協議会を開催したいと思います。

ただいまの出席議員は 9 名であります。定足数に達しておりますので、これより議員全員協議会を開会いたします。

◎議会運営委員会審議結果の報告について

○議長（松本尚美君） 先ほど議会運営委員会が終わりましたので、議会運営委員長に審議結果の報告を求めたいと思います。

落合議会運営委員長。

○議会運営委員長（落合久三君） それでは、先ほど議会運営委員会が開かれました。その審議結果をご報告いたします。

最初に、議事日程でございますが、初めに議長が開会宣言を行います。

次に、諸報告として監査委員会からの平成 26 年度定期監査及び平成 26 年度月例現金出納検査の結果について、その写しをもって報告とするものです。

日程第 1 の会議録署名議員の指名につきましては、会議録署名議員を 2 名、議長から指名していただきます。今回は、4 番、黒沢一成議員、5 番、佐々木重勝議員にお願いいたします。

日程第 2 の会期の決定につきましては、会期は 3 月 20 日の 1 日間ということで、本会議に諮って会期を決定いたします。

日程第 3 の予算大綱説明ですが、管理者が議長の許可を得て説明をします。

なお、一般質問はございませんでした。

日程第 4 で、議案第 1 号 平成 27 年度宮古地区広域行政組合一般会計予算を議題といたします。

日程第 5 で、議案第 2 号 平成 26 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

日程第 6 で、議案第 3 号 宮古地区広域行政組合情報公開条例及び宮古地区広域行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

日程第 7 で、議案第 4 号 宮古地区広域行政組合行政手続条例の一部を改正する条例を議題といたします。

以上が議会運営委員会の審議結果でございます。

○議長（松本尚美君） 議会運営委員長の報告がありましたが、これについて何かございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◎宮古地区広域行政組合情報公開条例及び宮古地区広域行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

○議長（松本尚美君） 次に、本日の協議案件は、お手元に配付されております会議次第のとおり２件でございます。

それでは、宮古地区広域行政組合情報公開条例及び宮古地区広域行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例を協議いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

田崎事務局長。

○事務局長（田崎義孝君） それでは、資料ナンバー３の１ページをお開き願います。

宮古地区広域行政組合情報公開条例及び宮古地区広域行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本件につきましては、午後の本会議に提案するものでございます。

１の改正の趣旨は、独立行政法人通則法が政策実施機能を最大限発揮できるよう法人運営の基本となる共通制度について見直すため、平成２７年４月１日に改正、施行されることになっておりますが、その改正の中で特定独立行政法人の名称が行政執行法人に改められることから当組合の情報公開条例及び個人情報保護条例で引用している特定独立行政法人を行政執行法人に改めるものでございます。

具体の改正条項でありますが、３の１ページに情報公開条例の新旧対照表がございます。この第５条第２号で氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるものの、又は公にすることにより個人の権利、利益を害するおそれがあるものは、不開示情報と規定する一方で、例外規定として、ウで公務員等の職務の遂行に係る情報で公務員の職及び職務遂行の内容に係る部分は開示するものとしております。この公務員等を規定する中で、特定独立行政法人の名称が引用されているものでございます。

３の２ページは、個人情報保護条例の新旧対照表でございます。

この第１２条を改正するものでございますが、内容は情報公開条例の改正と同様の趣旨で、公務員等を規定する中で、特定独立行政法人の名称が引用されているものでございます。

条例の施行日は、独立行政法人通則法の施行日と合わせ、平成２７年４月１日でございます。

以上が当組合の情報公開条例及び個人情報保護条例の一部を改正する条例の内容でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（松本尚美君） 事務局長より説明がありましたが、何か質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎宮古地区広域行政組合行政手続条例の一部を改正する条例

○議長（松本尚美君） なければ、次に宮古地区広域行政組合行政手続条例の一部を改正

する条例を協議したいと思います。

事務局の説明をお願いします。

田崎事務局長。

○事務局長（田崎義孝君） 資料ナンバー４の１ページをお開き願います。

宮古地区広域行政組合手続条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本件につきましても、午後の本会議に提案するものでございます。

第１の改正の趣旨でございますが、行政手続法が行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利、利益の保護の充実のため、平成27年４月１日に改正、施行されます。

行政手続法の規定は、地方公共団体は適用除外とされておりますが、一方で同法で法律の規定の趣旨にのっとり、地方公共団体においても必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされていることから、法と同様の趣旨の条例を定めております。

今回、法改正の趣旨に基づき、所要の改正を行うものでございます。

４の１ページをごらんください。

目次及び第３条の改正は、本条例改正に伴う所要の改正でございます。

第33条の改正は、行政指導する際に、処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対し、処分を行使できる根拠を示さなければならないとするものでございます。

４の２、４の３ページをお開き願います。

第35条は、新たに追加するもので、法令に違反する行為の是正を求める行政指導を受けた者が、その行政指導が法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、行政指導を行った組合に対し、行政指導の中止その他必要な措置を求めることができるものとするものでございます。

第36条も新たに追加するもので、何人も法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導がされていないと思料するときは、処分をする権限を有する組合に対し、処分又は行政指導することを求めることができるものとするものでございます。

附則として、法の施行日に合わせ平成27年４月１日とするものでございます。

以上が宮古地区広域行政組合行政手続条例の一部を改正する条例の内容でございます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（松本尚美君） 事務局長より説明がございましたが、何か質問はございますか。

よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◎農林業系副産物処理について

○議長（松本尚美君） 次に、その他でございますが、農林業系副産物処理について事務局の説明をお願いします。

田崎事務局長。

○事務局長（田崎義孝君） それでは、農林業系副産物の処理についてご説明いたします。

資料ナンバー５をごらんください。

資料ナンバー５の下から３行目、累計の欄をごらんいただきたいと思います。赤字で囲まれた欄の１つうえ累計の欄でございます。

平成25年７月から本格実施いたしました宮古地区における放射性物質で汚染された農林業系副産物の焼却処理につきましては、関係団体、関係市町村の協力によりまして、平成27年１月現在で2,857トン、全体量の86％を焼却処理いたしました。内訳は、宮古市が牧草152トン、ほだ木99トン、合計251トンを焼却処理し、平成26年９月で終了しております。山田町はシイタケ12トン、ほだ木を2,390トン、合計で2,402トン処理しております。ほだ木が１月末現在で残り472トンとなっておりますが、間もなく処理を終了する予定となっております。岩泉町は牧草204トン焼却いたしまして、平成26年８月に終了しております。

以上のとおり、当初の計画どおり平成27年３月末をもって完了する見込みとなっております。また、実施期間中における放射性セシウム関連のモニタリング検査は、国及び当組合が定めた基準に適合し、安全に処理されております。

農林業系副産物の処理状況は以上のとおりでございます。

○議長（松本尚美君） 説明が終わりましたが、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎宮古清掃センター基幹的設備改良工事事業者選定委員会結果について

○議長（松本尚美君） なければ、次に、宮古清掃センター基幹的設備改良工事事業者選定委員会結果について事務局の説明をお願いします。

田崎事務局長。

○事務局長（田崎義孝君） それでは、資料ナンバー６の１ページをお開きください。

本件は、昨年11月27日の臨時議会の際に開催されました当議員全員協議会でご説明いたしました、宮古清掃センター基幹的設備改良工事に係るプロポーザルの実施結果でございます。

１の事業者選定委員会の構成は、先にご説明しておりましたとおり、山口副管理者を委員長とした記載の８名でございます。

２の審査方法は、資格審査と技術審査で実施いたしました。資格審査は、参加表明者の資格要件の確認を行い、資格要件を満たすことが確認された参加表明者だけが技術審査を受けることができるということにしたものでございます。

技術審査は、基礎審査、非価格要素審査及び価格審査で構成し、基礎審査は組合の要求する水準を満足するものであることの確認を行うものとし、非価格要素審査及び価格審査では参加資格者の提案内容を点数化するものいたしました。

２ページをお開きください。

３の事業者選定委員会等の開催状況でございます。

平成26年８月25日に第１回事業者選定委員会を開催し、委員会の進め方等を協議しております。11月12日開催の第２回事業者選定委員会では、事業者選定の進め方、参加資格要件、技術提案の評価項目と配点、技術と価格の配点割合を決定しております。11月

25日にプロポーザルの実施公告を行い、本年2月18日の第3回の事業者選定委員会では、参加資格者のヒアリング、非価格要素審査、価格審査、総合評価を行い、優先交渉権者を決定いたしました。

3 ページ4の審査結果でございます。

(1)の参加表明者につきましては、株式会社IHI環境エンジニアリングと三菱マテリアルテクノ株式会社の2社から参加表明書の提出を受けました。

次に、(2)の資格審査におきましては、平成26年12月18日までに資格審査申請書の提出を受け付けたところ、株式会社IHI環境エンジニアリングから資格申請書類の提出がございました。当初、参加表明いたしました三菱マテリアルテクノ株式会社は辞退をしております。組合は提出されました書類に記載された内容が公告時に示した参加資格要件を満たしていることを表2の資格審査結果のとおり確認をしております。

4 ページをお開きください。

(3)技術審査の①基礎審査を行い、提出された書類が組合の要求する水準を満たしていることを表3基礎審査結果の項目内容により確認しております。②の非価格要素審査は、組合が要求する水準を満たすことはもとより、要求水準を達成するための具体的な方法及び創意工夫やノウハウ等の提案内容を審査いたしました。

具体的には、表4に示す評価項目の点数化方法にしたがって選定委員の合議によりAからEの5段階評価を行い、参加資格者の提案内容を点数化いたしました。その結果は、5ページの表5に示すとおりでございます。非価格要素審査の配点を60点満点として、評価項目の1施設計画・プラント計画、2環境対策、3運営・維持管理、4地域貢献の4分類8項目の評価を行い、点数化をいたしました。結果は非価格要素審査点は60点満点中45点の評価となりました。

6 ページをお開きください。

③の価格審査でございます。参加表明者から提出された見積金額が表6に示すとおり限度額27億円に対し、26億9,892万円と限度額を下回っていたことから価格審査点は満点の40点となっております。このことから、総合評価といたしまして、表7のとおり非価格要素審査点45点と価格審査点40点の合計85点の評価となっております。

以上から、株式会社IHI環境エンジニアリングを優先交渉権者として特定しております。

7 ページには事業者選定委員会による非価格要素審査の講評を掲載しております。

今後のスケジュールでございますが、発注仕様書を精査し、再度見積徴取の上、工事請負契約を締結したいと考えております。この契約締結に当たっては議会の議決が必要となりますので、5月頃に臨時議会をお願いしたいと考えております。

以上が宮古清掃センター基幹的設備改良工事事業者選定委員会の結果でございます。

○議長（松本尚美君） 事務局長から説明がありましたけれども、何か質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◎消防庁舎の建設について

○議長（松本尚美君） それでは、次に、消防庁舎の建設について事務局の説明をお願いします。

野沢消防長。

○消防長（野沢浩二君） それでは、消防庁舎の建設について資料ナンバー 7 でご説明いたします。

この事業は平成23年の東日本大震災により被災した庁舎の災害復旧事業でございます。

1 ページをごらんいただきまして、1 の被災した庁舎の概要でございますが、山田消防署は所在地、山田町大沢第2地割1番地6、建築は平成7年2月、構造においては鉄筋コンクリート造の2階建て、庁舎面積におきましては1,421.49平米となっております。敷地面積は4,949.58平米となっており、その他付帯設備として鉄骨造の訓練塔が2棟となっております。

次に、田老分署でございますが、所在地は宮古市田老字荒谷72番地、建築は昭和50年3月、構造は鉄骨モルタル造の2階建て、庁舎面積におきましては219.52平米、敷地面積は436.22平米となっており、増築と改築を1回ずつ行っております。

2 ページにお移りいただきまして、2 の新庁舎の概要でございますが、（1）の基本方針として防災の拠点施設としての信頼性、耐震性、それから停電時の庁舎維持機能を備えるほか、消防職団員の訓練や住民対象の救急講習などにも対応できる施設といたします。また、出動の際、安全かつ迅速に出動できる車庫スペースの確保や24時間体制で勤務する職員の執務スペース、それと生活スペースを機能的に配置することとしております。

（2）の建築面積の考え方でございますが、「消防機関の中・長期目標策定に関する報告書」、これは全国消防長会で示したものでございますが、その中の消防庁舎基準面積表を参考に地域の状況などを加味し、建設してまいりたいと考えており、山田消防署は現在の規模と同程度、田老分署は適正な規模に拡充したいと考えております。

（3）の敷地の考え方でございますが、車両の出動スペースや旋回スペース、訓練スペース、それから駐車スペースなどを勘案し、必要な広さを確保したいと考えております。

（4）の建設場所と復旧規模でございますが、山田消防署の建設場所は山田町織笠地内に鉄筋コンクリート2階建て、建築面積は約1,420平米、敷地については約5,000平米、付帯設備として訓練塔2棟を予定しております。

田老分署でございますが、田老地区の乙部地内に鉄骨造の2階建てで建築面積は約500平米、敷地面積については約1,700平米を予定しております。

1 番下の半括弧、注のところでございますが、庁舎としての必要な機能を充足した上で、実施設計において可能な範囲で床面積の集約を図ることとしており、実施設計で変更が生じる場合もございます。

次に、3 ページをごらんいただきます。

面積の算定表でございます。執務スペース、生活スペース、車庫スペース、その他のスペースごとに算定をしており、それぞれ合計しますと山田消防署は1,420平米、田老

分署は500平米となります。

次に、4ページに移っていただきまして、3の財源・事業費でございますが、(1)の財源は、消防防災施設災害復旧補助金を活用してまいりたいと考えております。補助金の申請は県を通じて国へ申請をしているところでございます。(2)の事業費でございますが、山田消防署は設計、工事、施工管理、備品購入を含めて9億1,650万円、田老分署は1億8,960万円となっております。

次に、5ページをごらんいただきます。

別図1が山田消防署の建設場所で、中央の白い建物が県立山田病院となります。その上が消防署の位置となります。

別図2は田老分署の建設場所で、中央の上の部分、赤い四角で示しておりますけれども、田老分署の位置となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（松本尚美君） 今、説明がございましたが、何かございますか。

落合議員。

○9番（落合久三君） 田老分署ですが、震災前の庁舎面積が、219平米が500平米で、約2.5倍、敷地面積も約4倍くらいになっているんですが、いろいろ縦、横、斜めから検討して、ここに書いてあるように、そもそも手狭の状態であったということからだというのはわかったんですが、できればこの3ページの建築面積の算定表に、特に田老の場合は建物自体が2.5倍にも、かなり膨れ上がっているんで、対照表みたいなのがわかればいいかと、今すぐでなくていいんですが。それが1つと、もう1つが、この金額は全て復旧補助金で対応できるのか、普通は現状復帰が災害復旧の基本なので、そうではないのかと思うんですが、その財源のところはどういうふうな判断で今いるのかというのを教えてほしいんですが。

○議長（松本尚美君） 野沢消防長。

○消防長（野沢浩二君） 新旧対照表につきましては、後で取り寄せてご提出したいと思います。

財源についてでございますが、災害復旧補助金の場合、被災した分だけ、約220平米、これがその分が3分の2が補助金で3分の1は震災復興特別交付税措置をされるということです。これの分は全額であります。そのほかは、宮古市の持ち出しとなるものでございます。

○議長（松本尚美君） いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） あと、ございますか。

私からいいですか。

山田消防署についても田老分署についてもそれぞれが市・町が何ていうんですか、その事業を実施する体制についてちょっと説明いただけますか。広域行政組合で直営でやるとは思ってはいないんですけれども。

野沢消防長。

○消防長（野沢浩二君） この事業は消防本部の事業ですので、財源については100%

構成市町村の持ち出しになります。事業については消防本部の事業になります。

○議長（松本尚美君） 施工管理については。

大久保総務課長。

○総務課長（大久保一吉君） 施工管理につきましては、各団体のところの技術者を施工管理として一緒に事業を進めていきたいというように考えております。

あと、最終的に設計された場合の検査という部分につきましても、これは別途適任の者に任命といいますか、選任しまして事業の管理を進めていきたいと思っております。

○議長（松本尚美君） あともう1点、事業費の積算ですが、いつ時点の積算でしょうか。外館総務課長。

○総務課長（外館義博君） 山田消防署につきましては、昨年、山田町の建設課から基本設計を出していただきまして、それで積算しております。あと、田老分署につきましても宮古市の建築住宅課に出していただいた事業費でございます。

○議長（松本尚美君） 最近では資材不足とか工法とか人手不足とか、そういった積算時と実施時といいますか、入札かけると差といいますか、入札不調も含めて頻発しているということですから、その辺がどうかなというのが私の。これはどこで心配するのかなと、市町でそれぞれ心配するのかなという問題があるんですけども、しっかりとそこは押さえた中でやらないとちょっと大変かなという感じがしていましたので、十分チェックをしながらと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

それから、土地というか用地、それぞれの自治体というか構成自治体が準備をすることになっていると思うんですけども、今までは広域行政組合、当然被災しない消防庁舎を持っていますよね。それらはやっぱり、それぞれの構成市町村の所有というかそういう形ですよね。

○総務課長（外館義博君） 各消防署、分署につきましては、各市町村で土地を用意していただいて、上に建てる建物のほうが消防本部の事業として行っております。土地については貸借契約によって無償貸借ということで受けております。

○議長（松本尚美君） わかりました。それから、最後1点なんですが、山田の庁舎は被災後に応急復旧していますよね。ここにも書いてありますように、1ページの概要の中にありますが、災害復旧補助金を活用していますね。基本的には復旧してしまうと次の展開が難しい。でも今回はその補助金を受けた中でやれるという理解なんですけれども、大丈夫なんですよね。

○消防長（野沢浩二君） その件ですが、最初は災害復旧、山田の庁舎を修理したときに、県を通じて国のほうに確認していただきました。最低限の修理を行って、その次に庁舎を安全な場所に移転する場合にも利くのか確認したところ、認められるということなので、財源については今回も山田消防署庁舎も国のほうから補助金と復興財源で措置されることとなっております。

○議長（松本尚美君） 当然解体費も。

○消防長（野沢浩二君） 解体は補助金はありません。解体するとなれば、行政組合の事業で解体をすることになると思いますので、ただ国のほうもこれを確認しているんですけども、具体的に言えば、山田の庁舎を山田町に譲渡といいますか、そういうことも

可能であるというような話は伺っておりましたので、それにつきましては山田町と調整を行いながら進めてまいります。

○議長（松本尚美君） わかりました。もう1点、最後。

あと、基本方針の2ページの上段ですが、停電時でも消防活動上必要な庁舎機能を維持するというのは、恐らく発電というか電気の、ここはもうちょっと具体的にどういう設備なんですか。

○総務課長（外館義博君） 山田消防署につきましては、現在の庁舎も発動発電機によって自家発電で賄っております。それから、田老分署につきましては5.5キロワットの発電機を考えております。5.5キロワットというのは、川井分署、岩泉消防署、あと新里分署もそうなんですけれども、大体非常時に賄える最低の電源ということをちょっと見たときに5.5キロワットあれば十分だということで、それで用意しておりますので、同じように田老分署も考えております。

○議長（松本尚美君） ただ、自家発電装置なんですけれども、当然それ燃料がないと動かない、要するに一定時間しかもたないですよ。そんなに長い時間停電するということは最近考えられないような感じなんですけれども、一方で太陽光発電によって蓄電をするということも有効だというふうに言われていますが、そういった検討はされた経緯はありますか。

○総務課長（外館義博君） 実は、田老分署につきまして、管理者のほうからもその辺をちょっと考えてみるようにということでありまして、いろいろ検討してみました、業者とか。そうしますと、費用対効果を見ますと全く何と申しますか、割に合わないといえますか、事業費につきましても4,000万円以上、そして10年経過すると、また同じような費用がかかる、あと保証期間についても最低1年、その後突然壊れてしまえば、またその費用がかかるということを受けまして、そのことを管理者のほうにお話ししましたら、それじゃ、ちょっとそぐわないなということで、それについてはつけないということにいたしました。

○議長（松本尚美君） これでちょっと意見だけ申し上げたいんですが、この太陽光発電、再生可能エネルギーの導入は、これは政策判断としてやっているんですね。ですから割に合う合わないというのは度外視して、グリーンニューディールは県においても国だと思っと思うんですが、導入を進めているという状況ですから、公的施設に関しては採算云々というよりも、やはり環境政策の大きな柱になっていますから、今の説明ではちょっといかがかなというふうに思いますが。

（「緊急のとき、しょうがないことですよ、太陽光で供給できるわけないです」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） 供給する云々じゃなくて、環境政策としてやっていますから、そこは改めて必要があれば研究していただきたい。その意見だけ申し上げます。

あとございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎宮古消防署田野畑分署の移転について

○議長（松本尚美君） それでは、なければ次に、宮古消防署田野畑分署の移転について、説明をお願いします。

野沢消防長。

○消防長（野沢浩二君） それでは、資料ナンバー 8 をごらんください。

宮古消防署田野畑分署の移転についてご説明いたします。

表紙の中央に写真がございますが、これが田野畑村で建設した田野畑村中央防災センターでございます。ここに分署機能に移転したものでございます。田野畑分署は昭和49年の組合消防の発足と同時に建築され、昭和50年3月から使用しておりましたが、老朽化が進むとともに手狭となり、新築移転の計画で進めておりましたところ、田野畑村で防災拠点となる施設を建設し、そこに分署機能に移転することで村と消防本部で調整がなされ、本年1月16日に機能を移し、業務を行っております。

1 ページをごらんいただきまして、構造は鉄骨造 2 階建てで延べ面積は736.14平米となっており、間取りにつきましては各階の平面図をごらんいただきたいと思います。

移転場所でございますけれども、2 ページをごらん願います。住所は、田野畑村菅窪43の4、前の岩泉高校田野畑校の跡地となります。なお、旧田野畑分署につきましては、敷地を田野畑村にお返しするとともに、施設を無償譲渡することとしております。

以上でございます。

○議長（松本尚美君） 説明が終わりましたが、何かございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） あと、その他もございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎閉 会

○議長（松本尚美君） ないようですので、以上をもちまして、議員全員協議会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

午前 1 1 時 4 5 分閉会
